

(単位：百万円)

No.	事業名	令和7年度 予算額	担当府省庁	備考
3. 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う				
3-①居場所の確保				
89	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	
90	こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	882	こども家庭庁	
91	地域こどもの生活支援強化事業	17,996 の内数	こども家庭庁	
92	社会的養護自立支援拠点事業	非予算事業(※)	こども家庭庁	
93	休日夜間緊急支援事業	20,749 の内数	こども家庭庁	
94	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	22	こども家庭庁	
95	こどもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）	17,996 の内数	こども家庭庁	
96	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	17,996 の内数	こども家庭庁	
97	離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）	17,996 の内数	こども家庭庁	
98	地域子育て支援拠点事業	234,459 の内数	こども家庭庁	
99	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業	76,036 の内数	厚生労働省	
100	国の災害用備蓄食品の有効活用	非予算事業	消費者庁	
101	政府備蓄米の無償交付	302 の内数	農林水産省	
102	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	1,896 の内数	農林水産省	
103	食品アクセス総合対策事業	124	農林水産省	
104	不登校児童生徒に対する支援推進事業	213	文部科学省	
105	介護予防・日常生活支援総合事業	92,342 の内数	厚生労働省	
106	任意事業	87,612 の内数	厚生労働省	
107	包括的支援事業	87,612 の内数	厚生労働省	
108	地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	7,389 の内数	農林水産省	
109	地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する地方財政措置	非予算事業	総務省	
110	誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業	29	文部科学省	
111	地域のスポーツ環境基盤強化	87 の内数	文部科学省	

112	地域スポーツクラブ活動体制整備事業	1,427 の内数	文部科学省	
113	Sport in Life推進プロジェクト	197 の内数	文部科学省	
114	運動・スポーツ習慣化促進事業	196 の内数	文部科学省	
115	パラスポーツ推進プロジェクト	230 の内数	文部科学省	
116	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	76,036 の内数	厚生労働省	
117	公営住宅整備事業等（社会資本整備総合交付金）	487,410 の内数	国土交通省	
118	公営住宅整備事業等（防災・安全交付金）	846,955 の内数	国土交通省	
119	地域居住機能再生推進事業	30,153 の内数	国土交通省	
120	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（社会資本整備総合交付金）	487,410 の内数	国土交通省	
121	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（防災・安全交付金）	846,955 の内数	国土交通省	
122	スマートウェルネス住宅等推進事業	16,087 の内数	国土交通省	
123	重層的支援体制整備事業	71,842 の内数	厚生労働省	
124	ひきこもり支援推進事業	76,036 の内数	厚生労働省	
125	被害者等一時避難等宿泊費	27	警察庁	
126	被災者見守り・相談支援事業	7,699 の内数	厚生労働省	
127	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化	34	警察庁	
128	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	6,137 の内数	法務省	
129	刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	6,288 の内数	法務省	
130	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	152 の内数	法務省	再掲
131	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,850 の内数	法務省	再掲
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 1. 4億円（6年度予算額 1. 3億円）

事業概要・目的

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同年6月21日閣議決定）において、「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援（中略）などの取組を着実に推進する」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

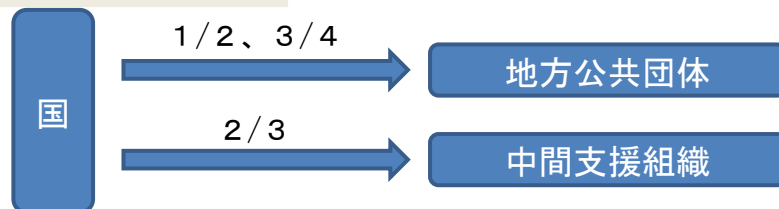
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体の基盤整備支援のメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

令和7年度当初予算案 8. 8億円（一）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・居場所に関する地域資源の把握
- ・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

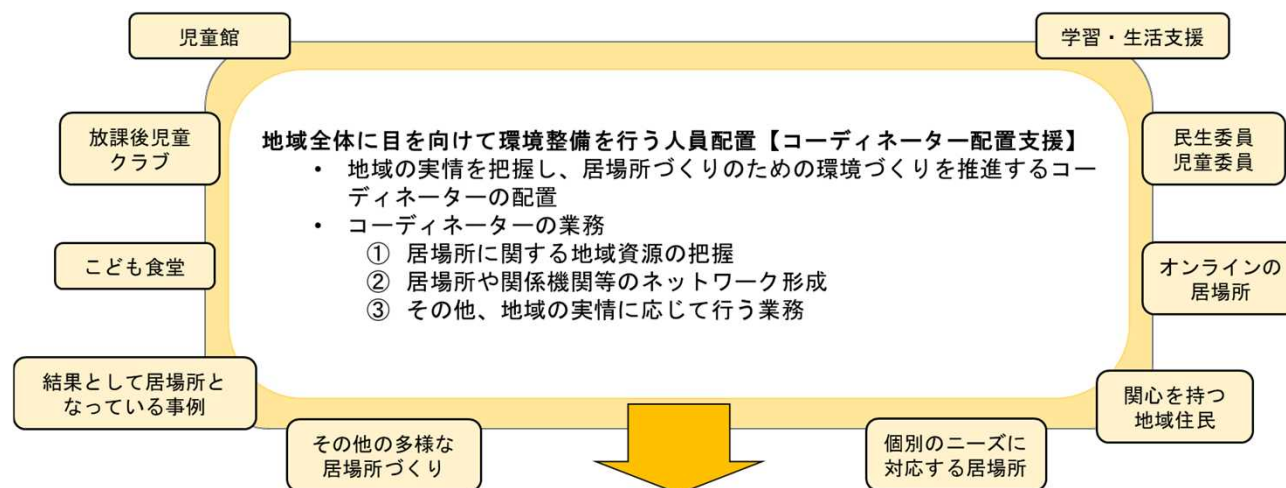
16,084千円（3名以上配置の場合）

10,848千円（2名配置の場合）

5,328千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】

（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携



支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

（１）相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

（２）生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

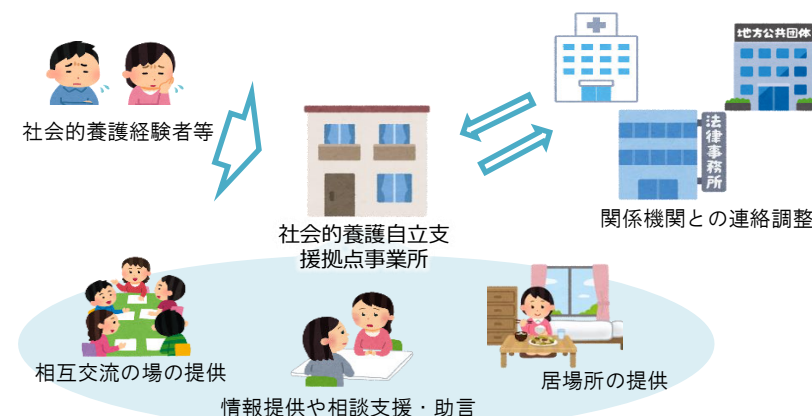
（３）関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

（４）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1 人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1 人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1 人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 職員を 2 人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

（※）社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

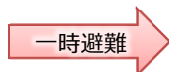
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

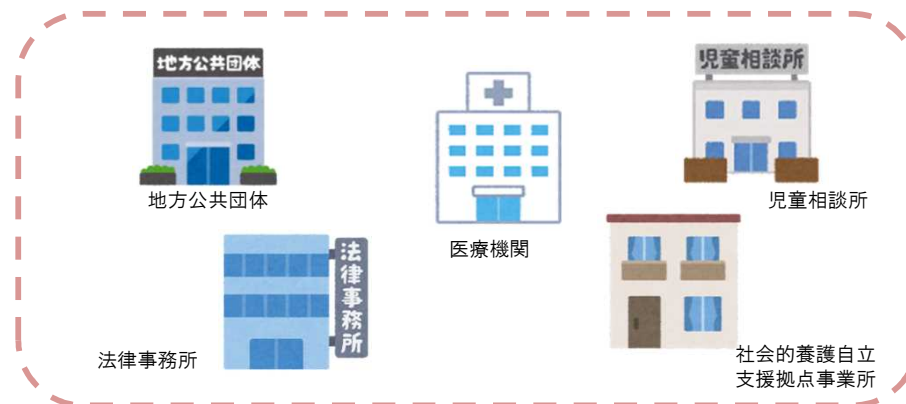
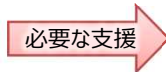
- 社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



社会的養護自立支援拠点事業所 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 1か所当たり 6,995千円

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

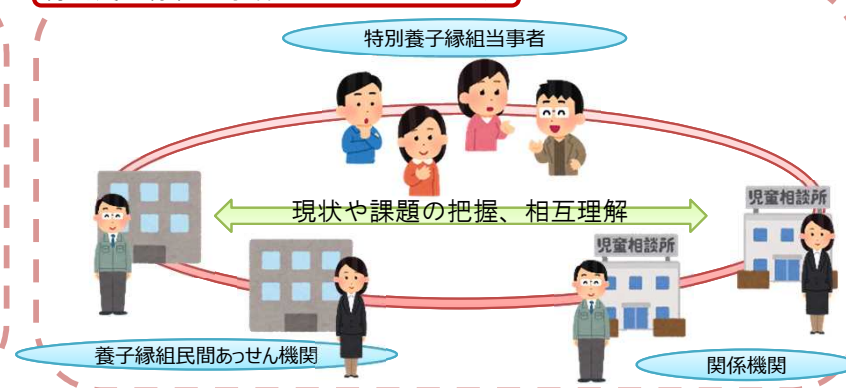
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10／10相当）

【補助基準額】 22,179千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこどもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

事業の概要

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせる実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

⑤個別学習支援員の配置<拡充>

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1事業所当たり 2,902千円
- (2) 事業費(集合型) 1事業所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
- (3) 事業費(派遣型) 1回の訪問が1日の場合
11,020円(半日以内の場合 7,000円)
- (4) 実施準備経費 1事業所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円
- (5) 軽食費 1事業所当たり 832千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、週2日：848千円、週3日以上：1,272千円 加算

○大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

○模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限

○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円



実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付**《拡充》**

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取り決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
- 「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

- ① 親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。
- ③ 戸籍抄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ④ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ⑤ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用等の支援を行う。
- ⑥ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。
- ⑦ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑩ 親子交流支援<<拡充>>
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑪ 先駆的な取組
①～⑩のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援<<拡充>>

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2 【補助単価】1自治体当たり 40,029千円

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、
子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,314千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,023千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,084千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,154千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,348千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,374千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,646千円
- ・ 特別支援対応加算1,147千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 443千円
- ・ 賃借料補助加算2,500千円【拡充】

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

子どもの学習・生活支援事業

令和7年度予算案：760億円の内数

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援の概要

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
- 高校進学のための学習希望 - 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない	- 家庭に居場所がない - 生活習慣や社会性が身についていない	- 子どもとの関わりが少ない - 子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- 高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。（貧困の連鎖防止）

国の災害用備蓄食品の有効活用について

国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、各府省庁において申合せ。

申合せ内容

1. 入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等へ提供
 - (1) 各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。
 - (2) 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。
 - (3) 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。

2. 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表。

3. まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大。

申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後必要に応じ見直し。

【申合せ参加府省庁】

内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

※フードバンク団体等には、フードバンク団体のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

- 学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援。
- これらに加え、新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援します。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際に、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

〔申請方法〕

- 農林水産省本省又は地方農政局本局及び地域拠点へ交付申請
 - ・複数の提供団体(こども食堂等)を中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能です。
 - なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

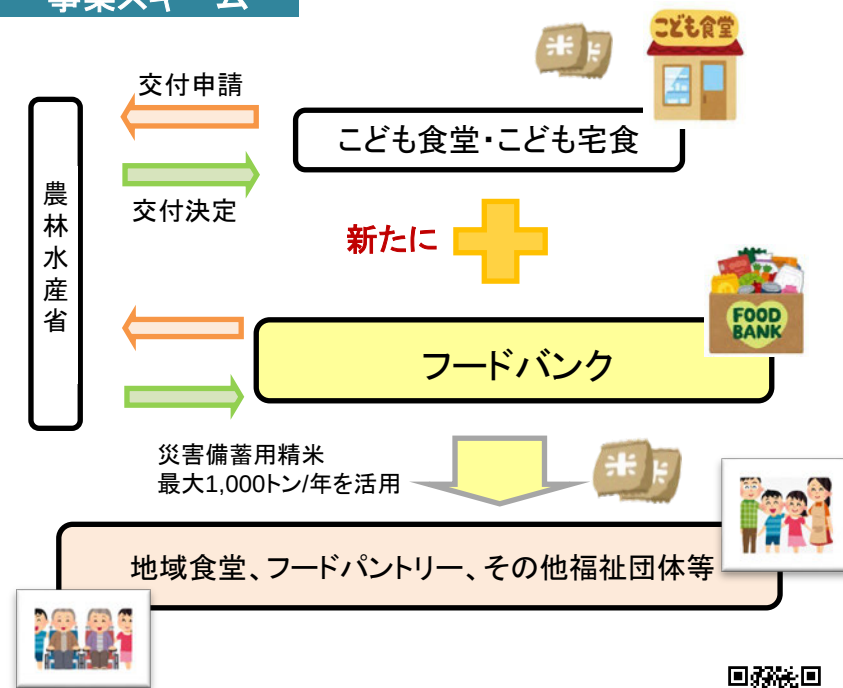
(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

〔申請方法〕

- 委託機関(※)へ交付申請

※令和6年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会 (TEL: 070-7431-8806 / 080-9800-2064)

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください

地域での食育の推進

【令和7年度予算概算決定額 1,896（1,720）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。その際、農林漁業体験機会の提供に加え、産直活動等の様々なチャネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組や、学校給食における地場産物活用の促進に向けた機械・設備等の導入、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装を新たに支援対象とします。

＜事業目標＞

第4次食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食等を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催、飲食店等と連携した食品ロス削減に関する啓発資料の配布を支援します。

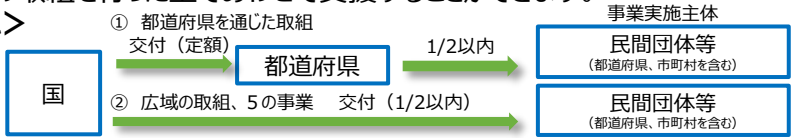
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

（注）シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

＜事業の流れ＞



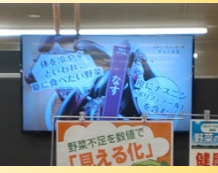
＜事業イメージ＞

目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供 	生産者と消費者との 交流イベントの開催 	学校給食における 地場産物活用 	産地情報等の効果的な 発信に向けた技術実装 
---	--	--	--

- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物の活用促進 等

第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

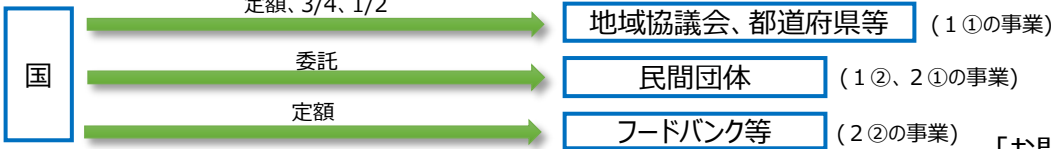
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㍑ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㍑ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㍑ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㍑ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

95億円
89億円）

※内数を除く



令和6年度補正予算額

4億円

- ・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

（★）については令和6年度補正予算において措置

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。



学びの多様化学校（※）の設置促進 ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）及び
令和6年度以降に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円） 1.4億円（1.3億円）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）
（学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置）
- ・公立小中学校施設整備 681億円の内数（683億円の内数）

校内教育支援センターの設置促進

- ・校内教育支援センター支援員の配置【新規】 4億円

教育支援センターの機能強化

- ・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 0.7億円（0.3億円）
- ・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数（1.3億円の内数）

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円（0.1億円）
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円（0.9億円）
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.8億円の内数（0.7億円の内数）
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数（1.2億円の内数）
- ・不登校・いじめ対策の効果的な活用への促進に向けた調査研究（★） 1億円
- ・経済的に就学困難な児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）
- ・幼児教育の学び強化事業 0.7億円の内数



心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。



「チーム学校」による早期支援を推進

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充 86億円（84億円）
- ・心理・福祉に係る教師向け研修に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）
- ・心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業【新規】 0.3億円
- ・発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 0.9億円の内数

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・保護者支援体制の強化（★） 1億円
- ・SC・SSWの配置（再掲）



3

学校の風土の「見える化」を通し
て、学校を「みんなが安心して学
べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センター支援員の配置（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小中学校施設整備（再掲）



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

令和7年度当初予算案 1,800億円（1,804億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。
介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

認知症カフェ

○ 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及する。

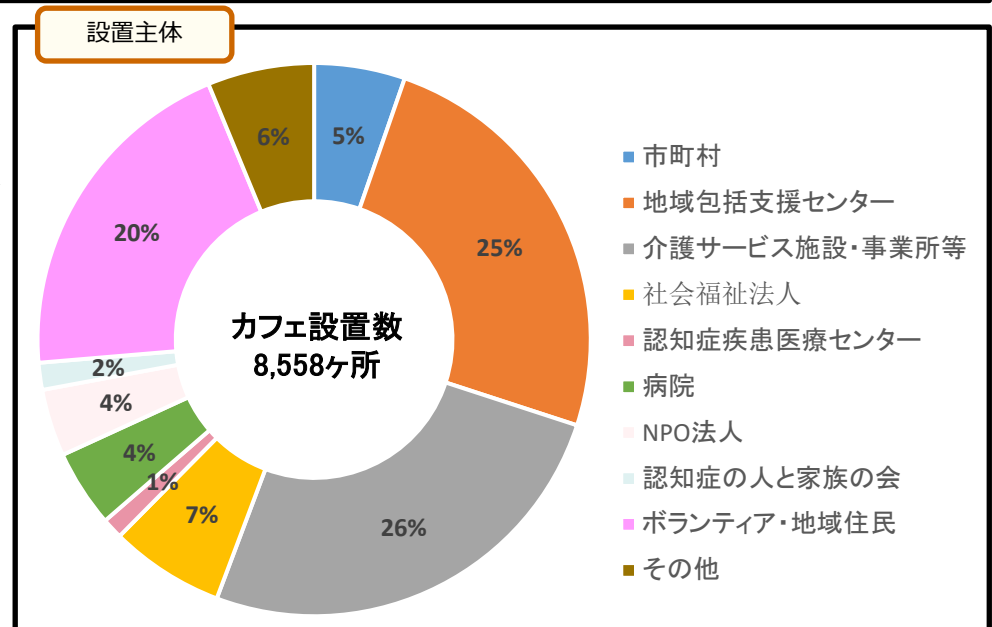
【認知症施策推進大綱：KPI／目標】 認知症カフェを全市町村に普及

【実施状況】令和5(2023)年度実績調査

- ・47都道府県1,593市町村(91.5%)にて、8,558カフェが運営されている。
- ・設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

【認知症カフェの概要】

- 1～2回／月程度の頻度で開催(2時間程度／回)
- 多くは、通所介護施設や公民館等を活用
- 活動内容は、特別なプログラムを用意せず、利用者が主体的に活動。講話や音楽イベントなどを開催している場合もある。
- 効果
 - ・認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・家族 → わかり合える人と出会う場所
 - ・専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の体調の把握が可能)
 - ・地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)



地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

＜事業目標＞

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**、**農福連携を地域で広げるための取組**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

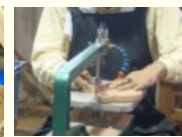
① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術の習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充事項

国

定額、1/2

定額

農業法人、社会福祉法人、民間企業等

（1①、2の事業）

民間企業、都道府県等

（1②の事業）

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

農福連携の推進

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会※
- ・民間企業 ほか



※地域協議会の構成員に
市町村を含むこと
※個人に対する助成は
できません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積
- ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

- このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

< 整備事業（ハード） >

○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、経営支援(2,500万円)

【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

< 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園（農業分野への就業を希望する障害者等に対し、職業訓練の体験を提供する農園。）の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

（注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間
+自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：150万円/年、
300万円/年（整備事業
の経営支援を実施する
場合）

※マニュアル作成は、
初年度に40万円を加算可能

【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

< 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援
※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間
+自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：300万円/年

【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

< 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者等の雇用・就労に関してアドバイスする農福連携技術支援者※、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization R7 予算額（案）：31百万円
R6 予算額：31百万円

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



●全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業

令和7年度当初予算額
(前年度予算額)

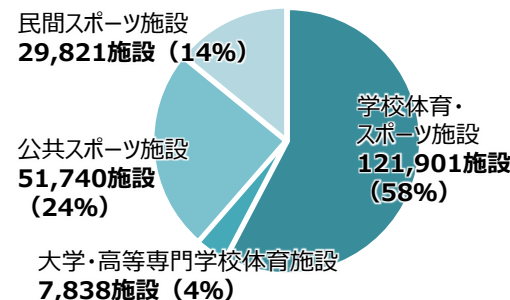
29,100千円
58,000千円)



現状・課題

- **地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化**にに応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において**誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実**が、なお一層求められている。

- 持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保、充実していくため、公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など**既存ストックをフル活用**するとともに、誰もがアクセスでき、地域でより活用される、**誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりについてのソフト面での事業を総合的に実施・推進**する。



[出典]令和3年度体育・スポーツ施設現況調査

事業内容

事業実施期間

令和元年度～

社会体育施設
学校体育施設

① 社会体育施設等地域スポーツ活動拠点化推進事業

○説明会等の開催

R6にとりまとめた**地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方や、好事例について普及・横展開**を図るため、自治体、民間事業者等に対する説明会等を開催。自治体における取組を促進するとともに、意見交換等を通じて自治体から課題やニーズ等を汲み取る。

○個別の伴走支援

検討する自治体等に対し、事業の進め方等について専門家（コンサルタント）等を派遣し、視察を通して**アドバイスや現地での意見交換及び検討等を行う伴走支援を実施**。

多機能型スポーツ施設



スポーツ施設の複合化により、住民のウェルビーイングの実現や地域課題の解決へつなげる。

学校体育施設の地域への開放



建替えにあわせ、小学校内のプールを授業で使わない時間に、地域住民も利用可能とした例。

14百万円
国→民間団体

普及啓発

② 地域スポーツの場づくり普及啓発事業

○セミナーの開催

地域スポーツ環境の量的・質的な充実に向け、スポーツの場づくりに関する取組について、自治体や民間事業者等に**セミナー等を通して普及啓発し、取組の促進を図る**。

- ・ 民間スポーツ施設の持続的な経営のあり方
- ・ スポーツ施設の安全管理等
- ・ スポーツ施設の官民連携（PPP/PFI等）による整備・運営
- ・ オープンスペースを活用した身近なスポーツ・運動環境の充足 など



○スポーツ・健康まちづくりデザイン 学生コンペティションの開催

まち全体がスポーツに親しめる場となり、どこでもスポーツに親しむことができる空間を実現していくため、**学生からアイデア・デザインを募集し、優れた作品を表彰**。

令和6年 開催内容



15百万円
国→民間団体

地域における誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり

背景・課題及び事業目的

子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しみ、ウェルビーイングの実現につなげるためには、地域全体でスポーツを「する」「みる」「ささえる」「あつまり、ともに、つながる」活動の活性化が必要。また、学校における部活動改革は、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用して取り組むことが必要。

これらを踏まえ、地域の課題・ニーズに応じた運動・スポーツの機会を地域住民に提供できるよう、地域スポーツ環境の基盤強化に対する支援を行う。

事業内容

●地域のスポーツ環境整備を推進するための中央協議会の設置等

地域のスポーツ環境整備を推進する場として、日本スポーツ協会を中心に、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の地域スポーツ関係者、競技団体、有識者等で構成する中央協議会を設置。

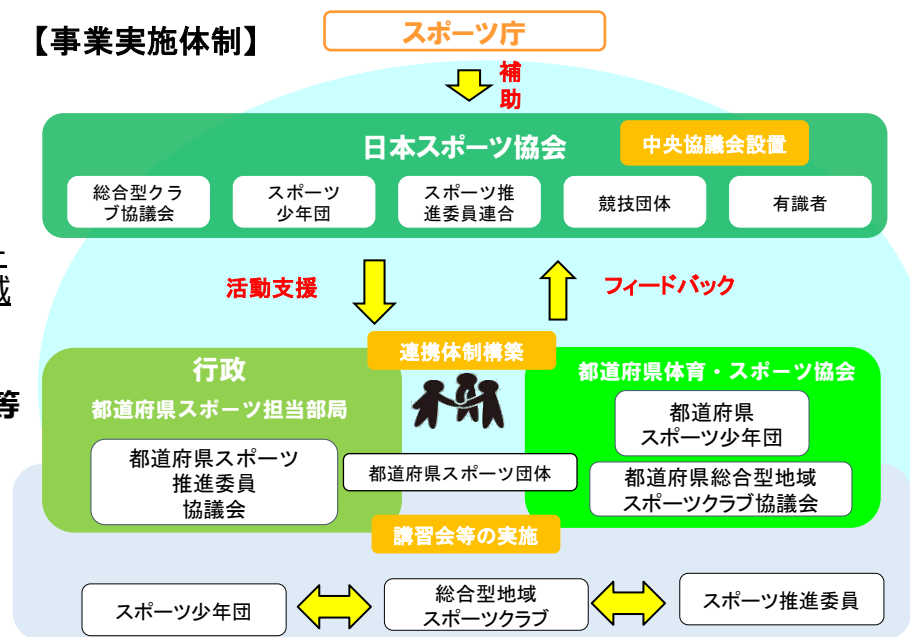
「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の認証基準や地域スポーツの中に部活動を取り込み最適な環境を構築する方策等を検討し、地域と連携した取組を進める。

●地域のスポーツ環境整備に向けた取組を加速させる連絡会議の設置等

各地域の課題解決に向けた連携体制を構築するため、地方自治体の体育・スポーツ協会、地方自治体、地域の競技団体の関係者で構成する連絡会議を設置。

中央協議会で検討された「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」や地域スポーツの中に部活動を取り込み最適な環境を構築する方策等に係る取組を加速させる。

【事業実施体制】



アウトカム

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度等を通じ、身近で、安心安全かつ効果的にスポーツを楽しむことができる環境が創出される。

インパクト (国民・社会への影響)

地域住民がスポーツに親しむ機会が充実し、スポーツ参画人口が拡大することで、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができる。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和7年度予算額（案） 3,193,124千円
（前年度予算額 2,803,698千円）



令和6年度補正予算額 2,706,883千円

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証 14億円（10億円） 27億円【令和6年度補正予算額】 委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

（1）地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

＜主な政策課題＞

- 多様なスポーツ体験の機会の提供（マルチスポーツ環境の整備）
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- 持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成
- 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 動画コンテンツ等の活用
- 多様なニーズに対応した大会の開催
- 運営の効率化のためのシステム整備 等

（2）課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- 地域クラブ活動のモデルの構築・プロセスの明確化、持続的・安定的な運営に向けた仕組みづくり
- 複数自治体が連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進 等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 15億円（15億円） 補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒の二一ズを踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

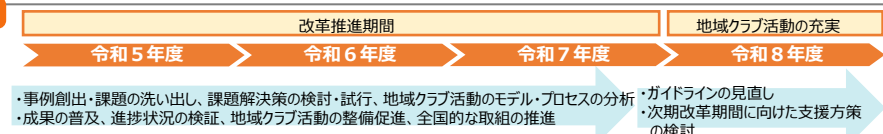
部活動指導員の配置を充実【13,178人】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円） 補助・委託

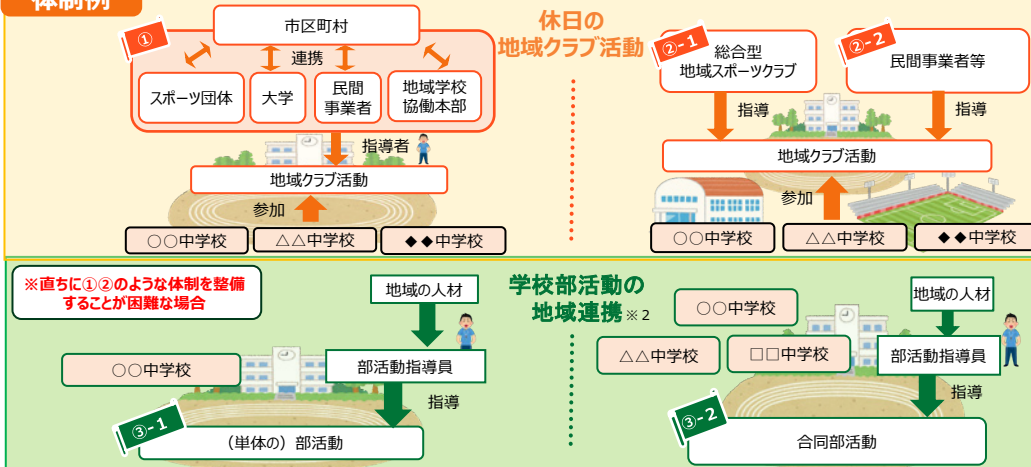
上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- 公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫設、スマートロック設置に伴う扉の改修等）
- 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築
- デジタル動画による運動部活動・地域クラブ活動のサポート体制整備 等

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。

現状・課題

事業実施期間

令和2年度～

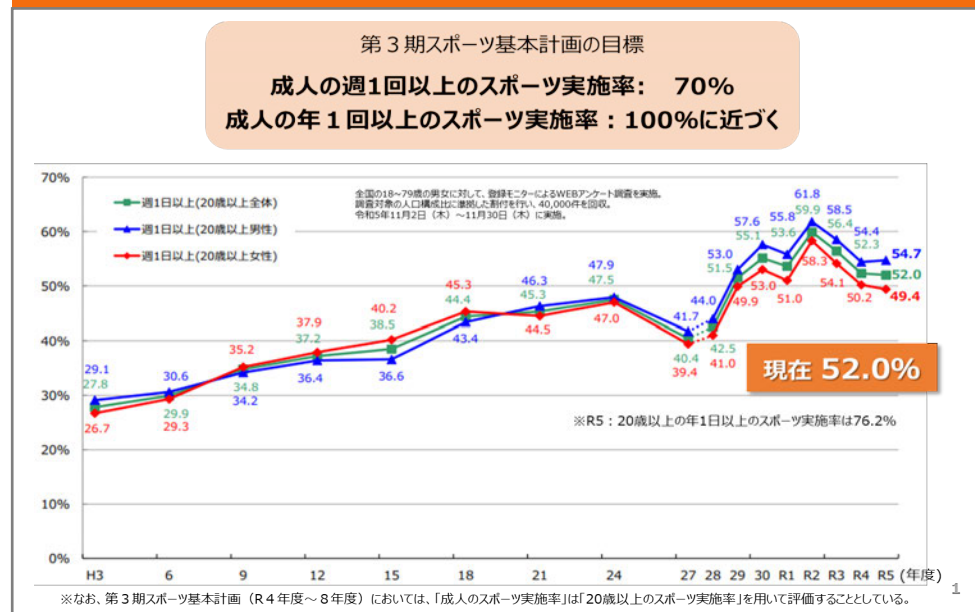
第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行う。

これにより、**20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%**になることを目指しつつ、東京大会によるスポーツの機運向上等を契機とした、多様な主体によるスポーツ参画を促進する。

事業内容

- スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになる「Sport in Life」の理念に賛同いただいた**民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成**。これを**情報や資源のプラットフォーム**として、働く世代をはじめとした国民の**スポーツ実施を促進**する。
 - スポーツ実施の効果（体力向上、健康増進等）を高めるためには、スポーツを支える土台としてのコンディショニングや、その方法としての目的を持った運動（エクササイズ等）を実施することが重要。
- このため、ハイパフォーマンス分野の取組と連携しつつ、先端技術を活用したコンディショニング基盤（データ測定・フィードバックの手法等）の実証研究を推進することにより、**多くの国民が、ライフパフォーマンスの向上を目指し、多様なコンディショニングを気軽に行える環境を整備**する。

20歳以上のスポーツ実施率の状況



出典：スポーツ実施状況等に関する世論調査

1

コンソーシアムの運営及び加盟拡大、加盟団体の表彰・認定・連携促進、ムーブメントの創出、スポーツ人口の拡大に向けた取組モデルの創出

88,199千円（126,370千円）

件数・単価 1箇所×88,199千円 交付先 民間団体等へ委託



2

安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり

21,452千円（28,536千円）

件数・単価 1箇所×21,452千円 交付先 民間団体等へ委託



3 スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業

- スポーツの実施状況等に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするための世論調査を実施

10,382千円（20,764千円）

件数・単価 1箇所×10,382千円 交付先 民間団体へ委託



4

先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業（ライフパフォーマンス分野）

- 急速に進化している生成AIも活用し、個人の心身の状態等に応じたコンディショニング方法を提供する実証研究などを実施

70,152千円(70,152千円)

件数・単価 1箇所×70,152千円 交付先 大学等へ委託



担当：スポーツ庁健康スポーツ課

運動・スポーツ習慣化促進事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

196,239千円
236,491千円



スポーツ庁

現状・課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、**地域の体制整備が必要**である。また、地域には運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の**取組事例を積極的に共有することが必要**である。

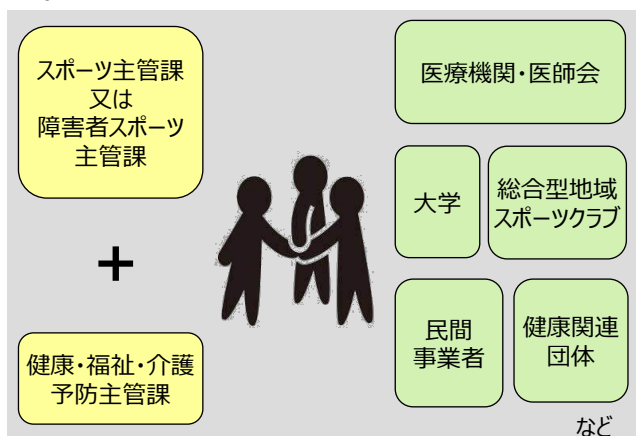
事業内容

多くの住民が安全かつ効果的に**運動・スポーツを習慣的に実施するため**、地域の実情に応じて**地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進に資する取組を複数年度にわたって自走化に向けて支援**することにより、地域における**スポーツ実施率の向上**を目指す。

交付先	都道府県、市町村	補助率		定額	
事業実施期間	平成27年度～	補助期間		3年程度	

体制整備の取組【必須事項】

行政（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や**域内の関係団体**（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる**連携・協働体制の整備**を行う。



習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①～⑤のうち、いずれか一つを選択の上、実施。

- ① **働く世代**が抱える課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ② **女性**のライフサイクルにおける課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ③ **医療と連携**した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ④ 地域住民の**ライフパフォーマンスの向上**に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組
- ⑤ 要介護状態からの改善者を含めた、**介護予防**を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

追加実施事項【選択事項】

以下の取組などについては、推奨事項とし、実施する場合に審査の加点要素とする。

○官学連携

（申請自治体の地域の大学等と連携し、その専門的知識や施設等を活用）

○複数の地方公共団体の連携・協働

○運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用

（地域の医療関係者等の協力の下、住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用）

○運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価

など

パラスポーツ推進プロジェクト (旧：障害者スポーツ推進プロジェクト)

令和7年度予算額（案） 230,372千円
（前年度予算額 249,207千円）



現状・課題

- 東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、**2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく**、取組を加速する必要がある。
- 第3期スポーツ基本計画、障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書、障害者スポーツ振興WGのとりまとめを踏まえ、
 - ①障害のある人ない人がともにするスポーツ環境づくり、**
 - ②障害のある人のスポーツに向けた障壁解消、**
 - ③パラスポーツ団体の基盤強化に向けた他団体・民間企業との連携促進や、地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備促進、**
 - ④無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ活動環境の充実** に取り組む。

事業内容

- **コンソーシアム・認定制度の運営、パラスポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出等事業 151,252千円（128,919千円）**

パラスポーツ団体の組織強化に向けて、パラスポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアム・パラスポーツ団体との連携した取組を行う企業の認定制度の運営、意見交換会の企画・運営、パラスポーツに関する情報収集・発信に取り組むとともに、パラスポーツ団体と民間企業等の連携したモデル事業を実施する。

・コンソーシアムの運営等（**拡充**）

【モデル事業メニュー】

- ・企業と競技団体によるパラスポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会の整備
- ・デジタル技術を活用したパラスポーツ実施環境の整備
- ・オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツの実施環境の整備
- ・地域の課題に対応した障害のある人に対するスポーツの振興、実施環境の整備

対応課題 ① ② ③ ④ 委託先 地方公共団体または法人格を有する団体

- **装具利用者のスポーツ実施を支えるパラスポーツ用装具開発 21,734千円（20,669千円）**
装具利用者がスポーツ活動をするために様々な困難があることから、スポーツ用装具の開発を行う。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

- **eパラスポーツ・バーチャルスポーツを通じた重度障害のある人等のスポーツ実施環境整備に係る普及事業 10,893千円（10,659千円）**

情報通信技術を活用し、重度障害のある人等が日常の生活空間で手軽にスポーツができるよう、実施環境の普及を進める。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

- **特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進**
- **総合型地域スポーツクラブ等におけるパラスポーツメニューの新設等に係る支援**
- **社会福祉施設等における障害のある人のスポーツ活動実践**
41,363千円（49,481千円）

特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、①特別支援学校を拠点とするクラブチーム、②総合型地域スポーツクラブ、③社会福祉施設等にスポーツ活動ができる環境を整備する。

対応課題 ④ 委託先 地方公共団体または学校法人等

- **スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業 38,354千円（38,721千円）**

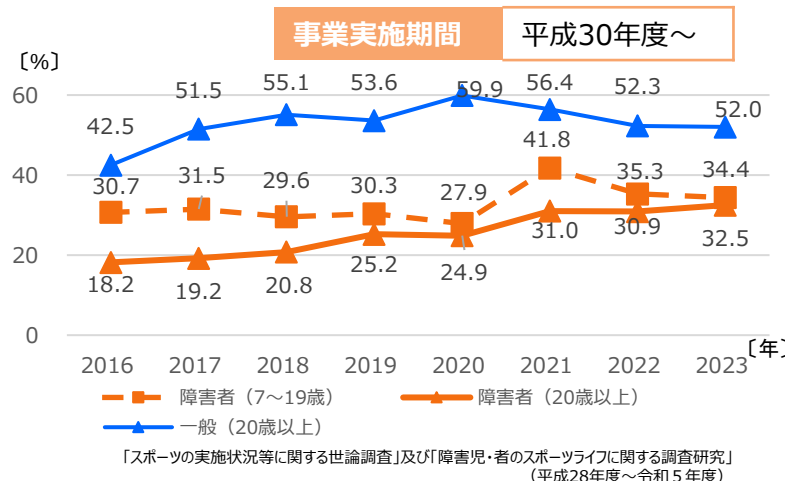
- ・障害のある人のスポーツ実施状況、阻害要因等の把握分析
- ・パラスポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成等（**拡充**）

対応課題 ② ③ 委託先 法人格を有する団体

- **パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に関する調査研究 11,611千円（新規）**

パラスポーツ団体の基盤強化のため、人材を活用し、かつ、企業連携を行う方法である企業からの出向を促進させるべく、効果的な仕組み等について調査研究を行う。

対応課題 ① ② ③ 委託先 法人格を有する団体



生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和7年度予算案：760億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国1／2、実施主体1／2
- ⑤：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

住民活動の活性化

多様な社会資源の連携

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



早期発見・把握

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する

参画・還元

5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する



: 社会資本整備総合交付金 4,874.10億円の内数
: 防災・安全交付金 8,469.55億円の内数
: 地域居住機能再生推進事業 301.53億円の内数
: スマートウェルネス住宅等推進事業 160.87億円の内数

公営住宅等における交流スペースの設置支援

交流スペースの設置支援

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を支援

<公営住宅>



公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入

<交流スペース>



<セーフティネット登録住宅> <サービス付き高齢者向け住宅>



セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用

令和7年度当初予算案	【包括的相談支援事業】	496億円
	【地域づくり事業】	167億円
	【多機関協働事業等】	56億円

※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、**各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

ひきこもり支援施策の全体像

令和7年度予算案：760億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）



ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

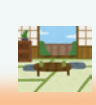


都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅



①相談支援

②居場所づくり

③地域のネットワークづくり

④当事者会・家族会の開催

⑤住民への普及啓発

連携機関の幅



精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

市町村

社協

サポ
ステ

・民生委員
・企業、商工会
・農林水産業
・ハローワーク
・医療機関
・教育機関 など

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

市町村プラットフォーム

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）

1,487/1,741自治体
（85.4%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）

1,319/1,741自治体
（75.8%）

※令和5年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修



多職種専門チームの設置

等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



厚生労働省

ストーカー・DV事案等の被害者等の一時避難に係る経費

ストーカー・DV事案等への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある。一方で、この種事案の被害者は、その置かれた状況や経済的負担を理由に避難を躊躇する例が見られるところ、これらの被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等への一時避難に伴う費用を予算措置している。

対象者

ストーカー・DV事案等に関し、危険性・切迫性が高い場合において、被害者と加害者の関係、被害者等の状況等から、関係機関の施設や親類・知人宅等への避難が適さないと認められる被害者等（安全確保のために避難を要すると認められる被害者の密接関係者を含む。）

宿泊施設

被害者等を一時避難させる宿泊施設等については、被害者の状況、地域の実情等を勘案し、ホテル等の宿泊施設のみならず、ウィークリーマンション、公営住宅等の部屋の一部借上げ、公的・民間施設の利用等を含む。

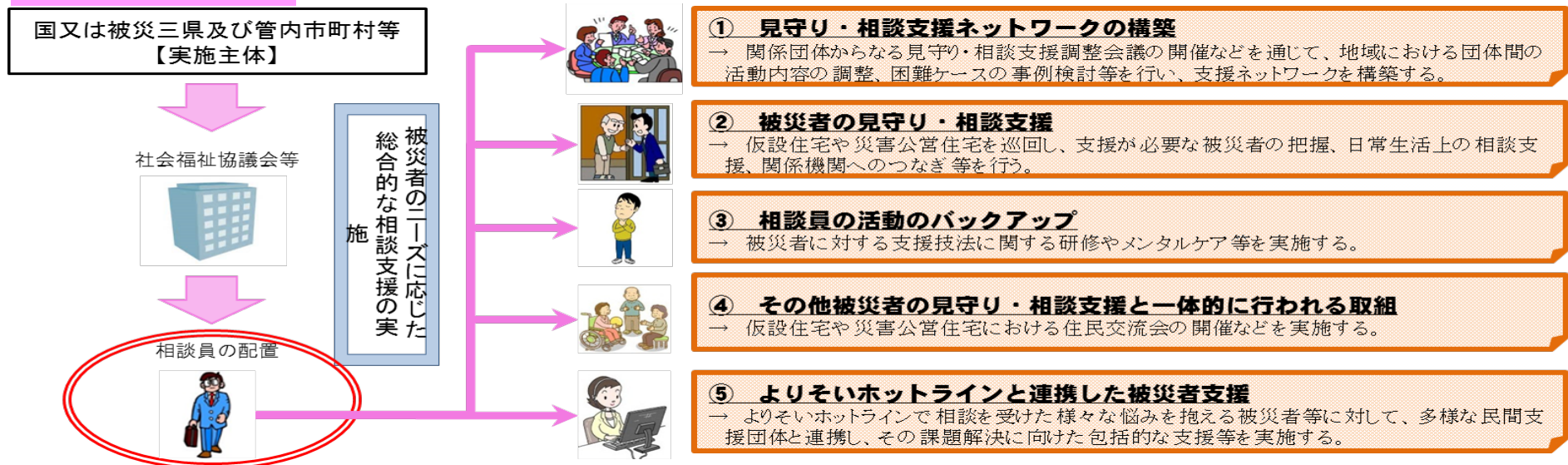
東日本大震災の被災者への見守り・相談支援等の推進（復興特会）

項	目	令和7年度予算案
(項)東日本大震災復興支援対策費	(目)被災者支援総合交付金	77億円の内数

【要求要旨】

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災三県等が実施主体となって、以下のような被災者の日常生活を総合的に支援する「被災者見守り・相談支援事業」を引き続き推進する。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

【事業のイメージ】



非行少年を生まない社会づくり

「犯罪の起きにくい社会づくり」と「少年の健全育成」

令和7年度予算案
33,968千円

犯罪の起きにくい社会づくり

- 平成14年の最悪期以降の犯罪抑止対策の結果、刑法犯認知件数は大きく減少したが、治安の改善はいまだ道半ば
- 真に犯罪の起きにくい社会の実現に向け、社会の規範意識の向上と絆の強化が不可欠
- 中でも、社会的に孤立して自らの居場所を見出せない人々を支援するための取組が絆を強化し、将来に向けた犯罪抑止の基盤を形成

非行少年を生まない社会づくり

【令和5年中における概況】

- ・ 少年による社会の耳目を集める凶悪事件が後を絶たない
- ・ 大麻事犯の検挙人員は過去最多を更新
- ・ 特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移、受け子の5人に1人が少年
- ・ 刑法犯少年の再犯者率は依然として3割超

「第二次再犯防止推進計画」の閣議決定 (令和5年3月17日)

- ・ 非行少年に対する立ち直り支援等に関する施策

少年は次代を担う存在

「少年の健全育成」を通じた将来にわたる治安基盤づくり

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

- 支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援
- ・ 継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施
- ・ 大学生ボランティアを始め、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施

少年を見守る社会気運の向上

- 少年を取り巻く地域社会の絆の強化と少年の規範意識の向上
 - ・ 自治体、企業、各種地域の保護者会等に対する幅広い情報発信
 - ・ 少年警察ボランティア等の協力を得た、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じた大人と触れ合う機会の確保
- 万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策
- 非行防止教室の開催

更生保護就労支援事業

【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】

【R6補正予算額 681,592千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和7年度 **全国28庁**で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

訪問支援事業について

【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】

【R6補正予算額 681,592千円の内数】

背景・導入の経緯

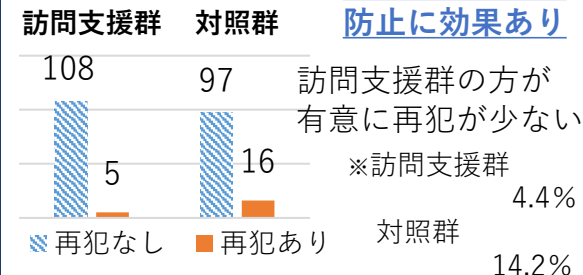
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援は再犯防止に効果あり



【対象】 令和3年10月から令和4年3月までの間に訪問支援を委託した113人

【方法】 訪問支援を実施した者（訪問支援群）と、訪問支援を実施しなかった者（対照群）について、同一時点における再犯状況を追跡・比較

概要

実施施設

全国**19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置

〔函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島〕

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

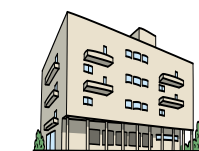
訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導

- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



更生保護施設

更生保護施設職員
（訪問支援職員）



更生保護施設退所者等

緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

更生保護施設

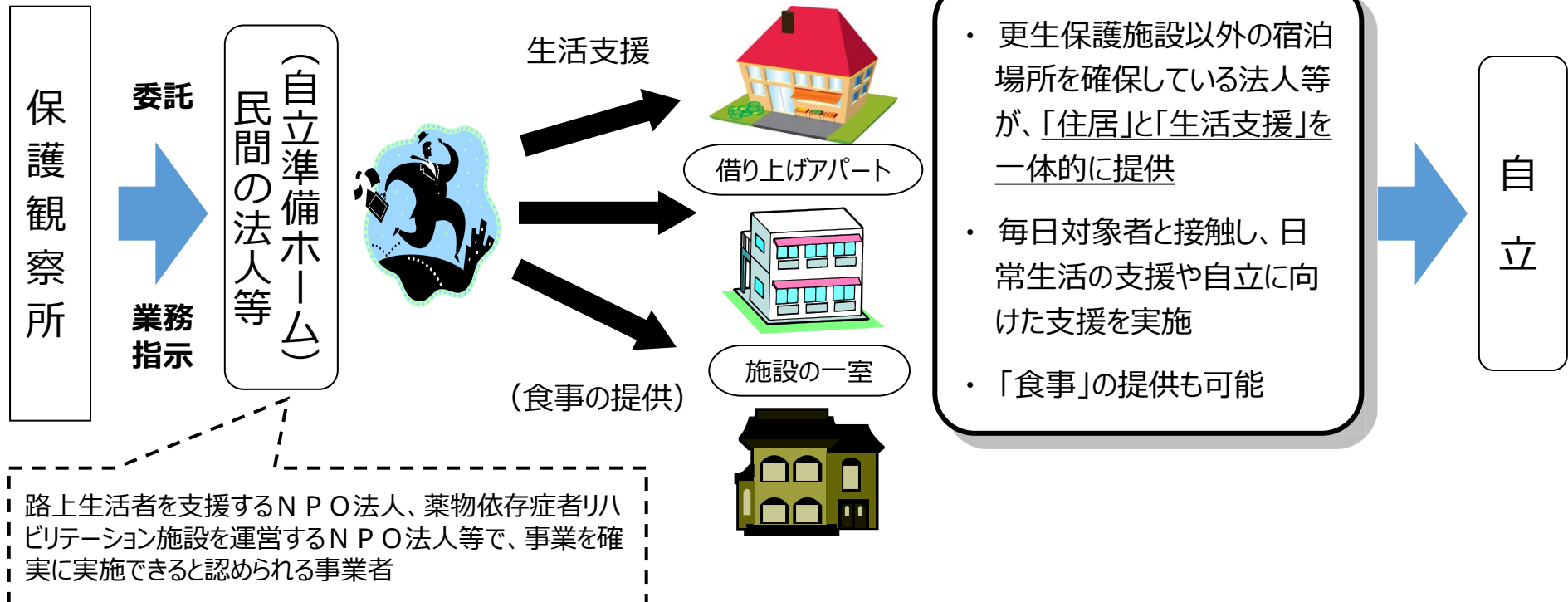
【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】
【R6補正予算額 681,592千円の内数】

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域寄り添い支援事業

（旧・更生保護地域連携拠点事業）

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託（旭川・さいたま・福井・福岡）
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



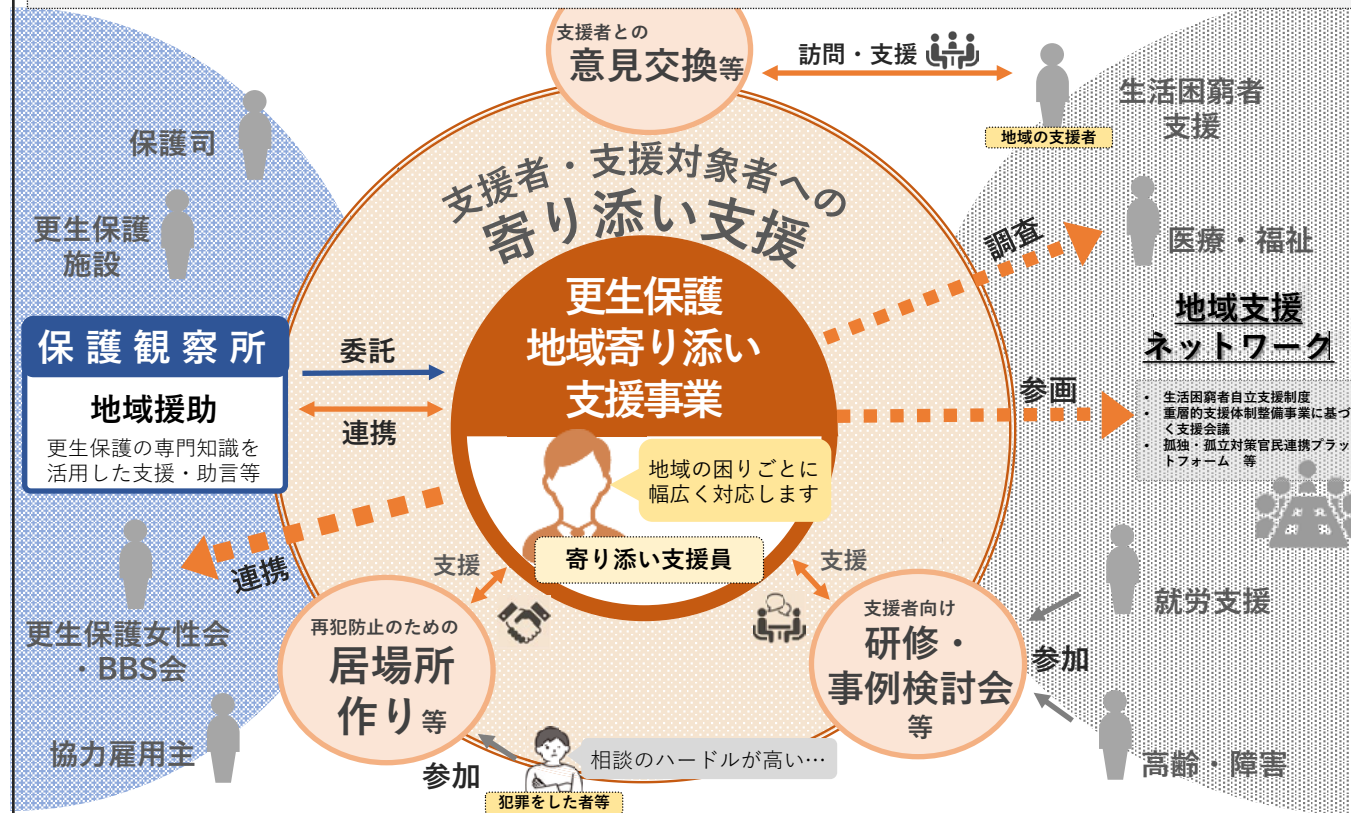
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への 寄り添い支援

- 情報提供・助言等
- 支援活動への同行・同席等
- 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、
再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与



効果的な保護観察処遇

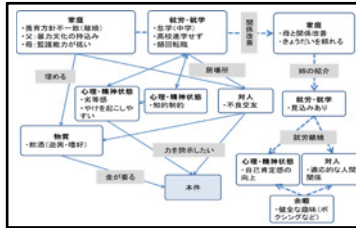
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R7予算(案)額 151,516千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R7予算(案)額 6,288,435千円の内数】
 【R6補正予算額 681,592千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1～)

保護観察用アセスメントツール・ CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で
個々の問題や特性に焦点を
当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てた
ガイドラインによる処遇

関係性領域

児童虐待
配偶者暴力
家庭内暴力
ストーカー

不良集団領域

暴力団等
暴走族
特殊詐欺

社会適応領域

就労困難
就学(中学生)
精神障害
(発達障害・知的障害)
高齢

嗜好領域

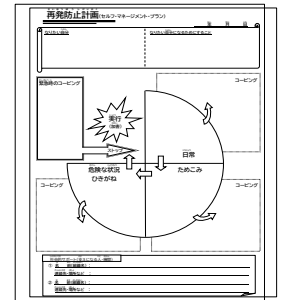
薬物
アルコール
性犯罪
ギャンブル
嗜癖的窃盗

犯罪的傾向の改善等を図る処遇

性犯罪再犯防止プログラム
薬物再乱用防止プログラム
暴力防止プログラム
飲酒運転防止プログラム
しよく罪指導プログラム
社会貢献活動



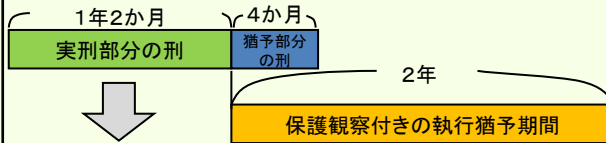
再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

薬物事犯者

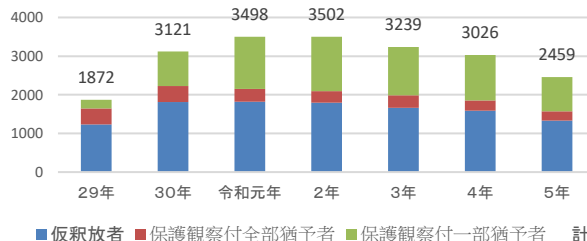
刑の一部執行猶予制度の活用(H28.6～)



刑事施設 → 保護観察所

対象: 初入者、薬物使用等の罪を犯した者(初入者を除く)

薬物再乱用防止プログラム開始人員数

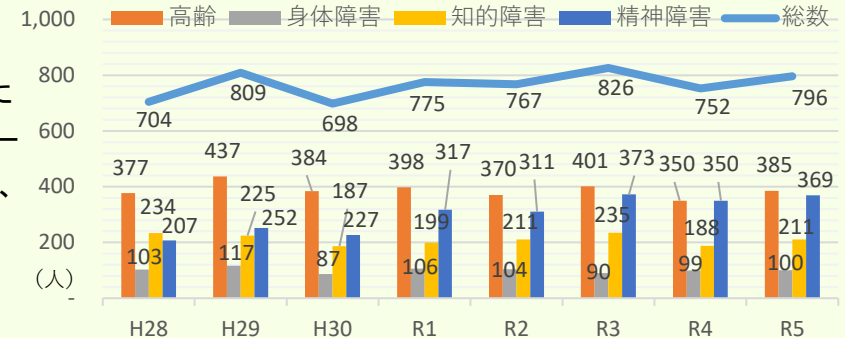


高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整終結人員の推移 (H28年度～R5年度)



性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

保護司とは

【R7予算(案)額 4,849,581千円の内数】

【R6補正予算額 22,081千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国約880の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

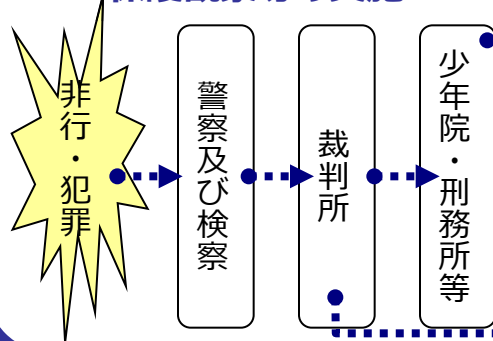
3 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

■ 保護観察等の実施



保護司の職務

■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している